

【住所地特例】

窓口での届出方法・必要書類等について

区外の住所地特例対象施設へ転出した場合や、住所地特例対象者が住所を変更した場合、または死亡した場合は、住民異動があった日から14日以内に「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」の届出をする必要があります。

新宿区から区外の住所地特例対象施設へ転出する場合は、戸籍住民課住民記録係（区役所本庁舎1階7番窓口）で転出の手続きを行った後、発行された「転出証明書」を介護保険課資格係（区役所本庁舎2階13番窓口）に持参してください。また、特別出張所で転出の手続きを行った場合は、介護保険の手続きも特別出張所で行うことができます。

（郵送で届出される場合は、「郵送での届出方法・必要書類等について」をご覧ください。）

窓口での届出方法・必要書類等は以下のとおりです。

【届出窓口】

- ・ 介護保険課 資格係（区役所本庁舎2階13番窓口）
- ・ 各特別出張所

【必要書類】

1. 「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」（窓口でお渡しします。）
2. 「適用届」の届け出をする場合、「転出証明書」または以下の書類

「変更届」・「終了届」の届け出をする場合は、以下の書類

○届出人の身元確認書類（次ページ参照）

○代理人が届け出る場合は、代理権の確認書類（次ページ参照）

○個人番号を確認するための書類（個人番号カード等）

※窓口へは必ず原本をお持ちください。

【住所地特例】

届出の際の身元確認書類等について

届出人	届出人の身元確認書類	代理権の確認書類
1. 本人	<u>1点確認</u> : (公的機関が発行した顔写真付きの証明書) 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証 (運転経歴証明書)、在留カード、身体障害者手帳、 パスポート等 <u>2点確認</u> : (公的機関が発行した証明書等で、氏名及 び住所又は生年月日の記載があるもの)	—
2. 同一世帯員	有効期限内の被保険者証、資格確認書、介護保険 負担割合証、介護保険料や公共料金の領収書、年金 手帳、保険料納入通知書(介護・国保・後期高齢者医 療等)、区が発行した通知書等	不要
3. 代理人(別世帯の 者、後見人、ケア マネジャー等)	上記と同じ書類 (ケアマネジャーの場合、介護支援専門員証)	委任状、登記事項証明 書、被保険者本人の身 元確認書類等

※個人番号の記入がない又は誤って記入されている場合は、区で住民基本台帳情報等から個人番号を記載させていただきます。ご了承ください。なお、個人番号の記入ができない場合は、個人番号を確認するための書類の写しの添付は不要です。

＜問合せ先＞ 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区 介護保険課 資格係
TEL:03-5273-4597 FAX:03-3209-6010